

平成23年度東通村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	7,297	8,852,634	184,339	1,120,541	12.7	13.2

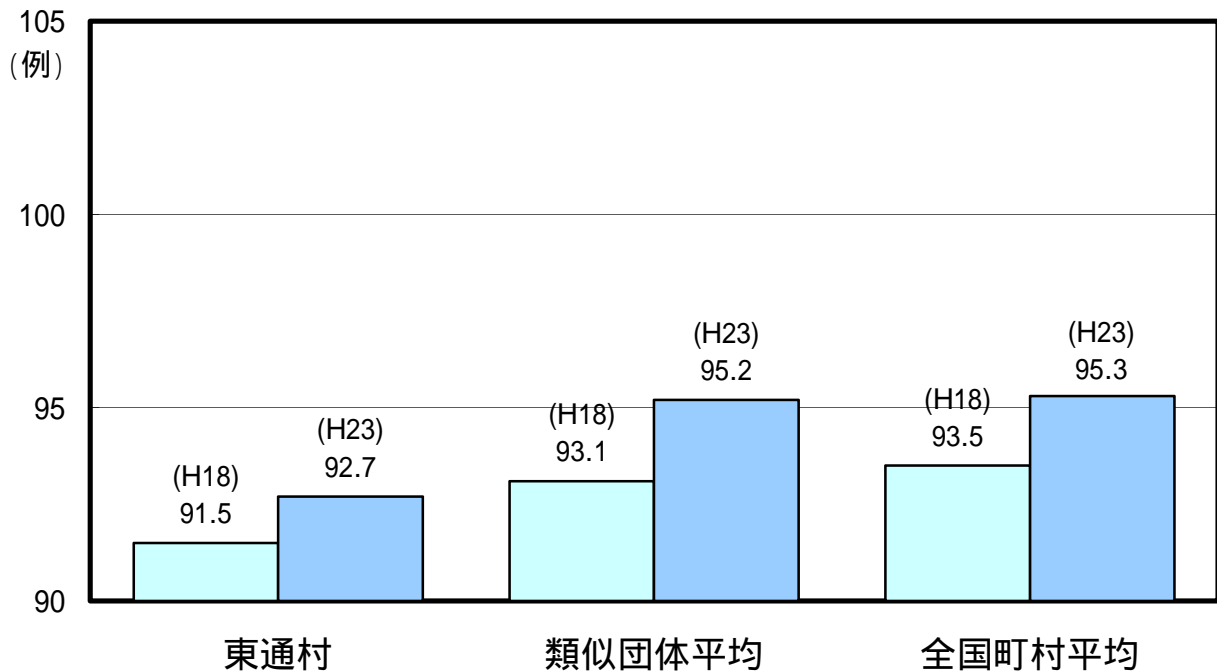
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	142	539,619	91,152	193,917	824,688	5,808	5,717

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 人事委員会を設置していないため記載省略

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東通村	44.5 歳	320,200 円	363,541 円	351,397 円
青森県	43.8 歳	343,100 円	414,677 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円		397,723 円
類似団体	43.4 歳	322,165 円	375,584 円	352,415 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	A/B
東通村	52.7歳	2人	299,200円	324,000円	319,717円				
うち用務員	52.7歳	2人	299,200円	324,000円	319,717円	用務員	53.8歳	209,700円	1.5
青森県	47.3歳	466人	310,200円	347,827円	333,779円				
国	49.5歳	3,689人	283,862円		321,662円				
類似団体	50.1歳	5人	302,584円	328,341円	319,177円				

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東通村	5,202,300円	-	-
うち用務員	5,202,300円	3,008,200円	149.4

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東通村	46.4 歳	340,760 円	365,430 円
青森県	45.2 歳	388,300 円	426,826 円
類似団体	43.4 歳	311,554 円	330,475 円

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成19～21年の3ヶ年平均技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全にしているものではない）
 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		東通村	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	- -
	中 学 卒	129,200 円	123,500 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
	高 校 卒	該当なし 円	250,400 円	291,900 円
技能労務職	高 校 卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
	中 学 卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円

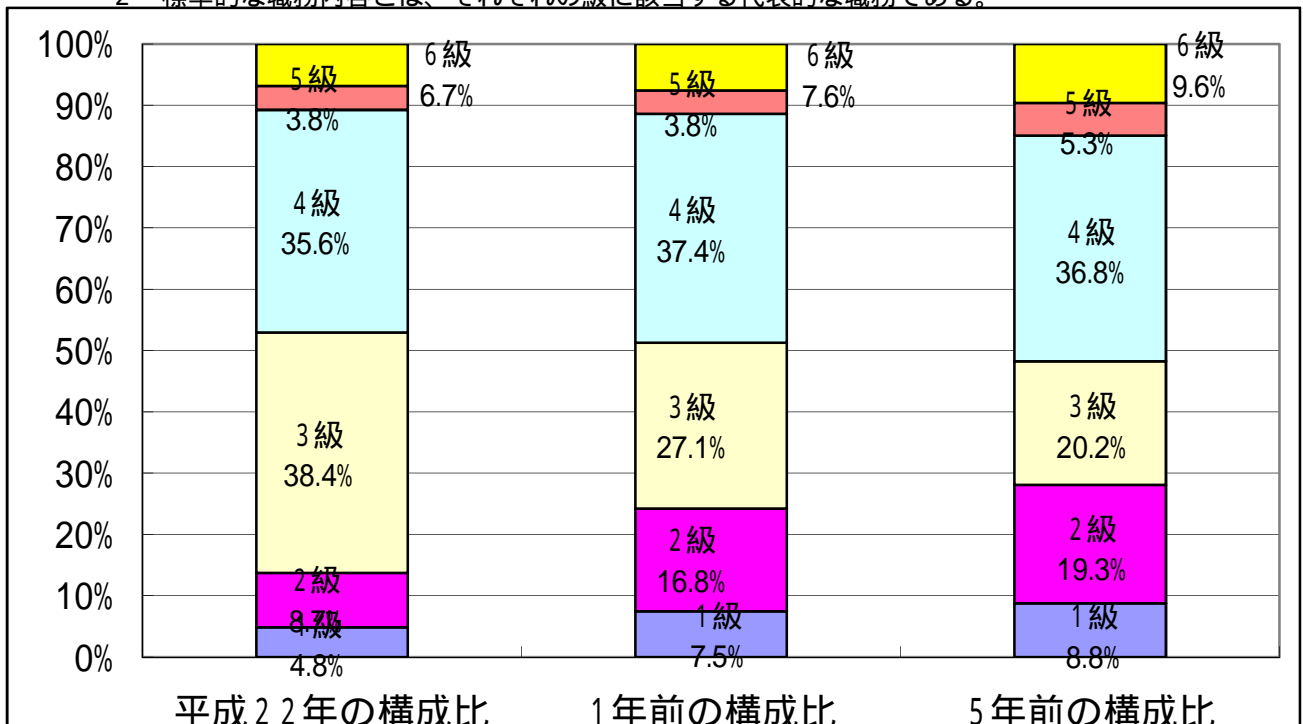
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	5 人	4.8 %
2級	主査、主任	9 人	8.7 %
3級	総括主査、総括主任	40 人	38.4 %
4級	総括主幹	37 人	35.6 %
5級	課長、副参事	6 人	5.8 %
6級	参事	7 人	6.7 %

(注) 1 東通村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東 通 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,410 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,622 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

東 通 村	国
・基本額 (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 ・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整 月額を合計した額(月額0円～33,350円) その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	・基本額 (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 ・調整額 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
1人当たり平均支給額 17,228 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当 制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度決算)	16,347 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22 年度決算)	115 千円
支給実績 (21 年度決算)	10,496 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21 年度決算)	71 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		21,897千円	228,088円		
	配偶者					13,000円	
	配偶者以外					1人目 配偶者なし	11,000円
						配偶者あり	6,500円
	2人目以上1人につき					6,500円	
15歳に達する日後最初の4月1日から22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 1人につき	5,000円						
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額 (12,000円)を超える家賃を支払っている職員に支給	同		6,678千円	317,976		
	借家・貸間(支給限度額)					27,000円	
通勤手当	通勤のために自動車やバスなどを利用している職員に支給(片道2km以上)	異	距離区分	14,134千円	108,719		
	交通機関利用限度額					55,000円	
	交通用具利用限度額(四輪自動車)					21,000円	
交通用具利用限度額(四輪自動車以外)	20,900円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給	異	定額支給	5,936千円	395,733		
	参事					37,000円	
	課長	35,000円					
宿日直手当	宿直勤務や日直勤務をした場合に支給	同		1,024千円	7,211		
	日直業務					4,200円	

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	村 長	765,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 809,400 円 / 364,500 円	
	副 村 長	625,000 円	671,700 円 / 365,000 円	
	議 長	270,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長	240,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	議 員	230,000 円	263,000 円 / 135,800 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(22年度支給割合) 3.05 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 3.05 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.455	(1期の手当額) 16,707,600円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	給料月額 × 在職月数 × 0.265	7,950,000円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

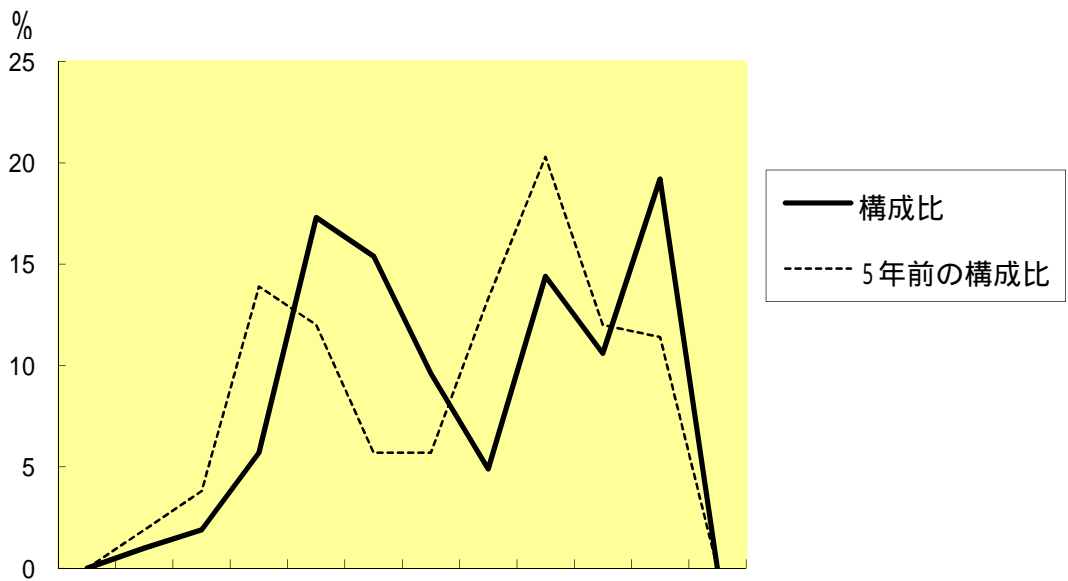
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	-1	研修派遣人員減
		総務	40	39		
		税務	4	4		
		労働	17	16	-1	事務事業の効率化・見直し
		農林水産	2	2		
		商工	8	10	2	特産物販売施設建設準備に伴う業務増加 事務事業の効率化・見直し
	土木	17	16	-1		
民生	12	12				
衛生	12	12				
計	102	101	-1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 138.41 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数) 118.77 人		
	教育部門	28	23	-5	事務事業の効率化・見直し 欠員不補充	
	消防部門					
	小 計	28	23	-5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 169.93 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数) 145.57 人	
公 営 会 計 等 部 門	病院	5	5	-1	欠員不補充	
	水道	4	3			
	交通	8	8			
	下水道	4	3			
その他	8	8				
小 計	17	16	-1			
合 計	147	140	-7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 191.86 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	2人	6人	18人	16人	10人	5人	15人	11人	20人	0人	104人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

度 \ 年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	114	112	105	102	102	101	13 (14.0 %)
教育	28	27	28	29	28	23	5 (17.8 %)
普通会計計	142	139	133	131	130	123	18 (12.7 %)
公営企業等会計計	17	17	17	17	17	16	1 (5.9 %)
総合計	159	156	150	148	147	139	19 (11.9 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 335,479	千円 34,107	千円 32,560	% 9.71	% 11.49

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
23年度	人 5	千円 20,417	千円 4,251	千円 7,892	千円 32,560	千円 6,512

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,567

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 通 村	49.6 歳	359,940 円	551,523 円
団 体 平 均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東通村		水道事業(公営企業会計)市町村平均	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,578 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,510 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ()月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.40)月分		勤勉手当 1.35 月分 ()月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

東 通 村			水道事業(公営企業会計)市町村平均		
・基本額 (支給率) 自己都合 勸奨・定年			・基本額 (支給率) 自己都合 勸奨・定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 14,981 千円		

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度決算)	560 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (22 年 度 決 算)	112 千円
支給実績 (21 年 度 決 算)	626 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (21 年 度 決 算)	125 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (2 3 年 4 月 1 日 現 在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	1,272千円	254,400円	
	配偶者					13,000円
	配偶者以外 1人目	配偶者なし				11,000円
		配偶者扶養親族				6,500円
		配偶者非扶養親族				6,500円
2人目以上 1人につき		6,500円				
15歳に達する日後最初の4月1日から22歳に達する日威光の最初の3月31日までの間にある人に加算する額 1人につき		5,000円				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額 (12,000円) を超える家賃を支払っている職員に支給		同	0千円	0	
	借家・貸間(支給限度額)					27,000円
通勤手当	通勤のために自動車やバスなどを利用している職員に支給(片道2km以上)		同	529千円	105,840	
	交通機関利用限度額					55,000円
	交通用具利用限度額(四輪自動車)					21,000円
	交通用具利用限度額(四輪自動車以外)					20,900円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給		同	444千円	420,000	
	参事					37,000円
	課長					35,000円